

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持・確保等に関する要請書

平素は、三重県における雇用・労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が令和3年12月に1.27倍となり、緩やかな改善がみられるものの、その水準は依然として低く、長引く感染症の影響から引き続き厳しさがみられるところです。

また、令和3年の年間平均有効求人倍率は1.20倍で、前年から0.04ポイント上回ったものの、令和元年の1.66倍から大きく低下するなど、コロナ前の水準まで回復していない状況です。

こうした中、本県においては新規感染者が一時は1,000人を超え、医療提供体制への負荷が大きくなっていることから、三重県まん延防止等重点措置を3月6日まで延長し、経済団体の皆さまをはじめ、関係機関との「オール三重」の体制で、大胆かつ速やかに様々な対応策を実行しているところです。

一方、措置の延長に伴う社会経済活動の停滞から、今後の雇用情勢にもさらに影響が及ぶことが懸念され、県としても国の施策と歩調をあわせ、様々な施策に取り組んでいるところです。

事業主の皆さまには、たいへん厳しい状況の中で、事業の継続等にご努力いただいているところですが、県民の生活に直結する雇用の維持・確保及びテレワーク等の多様な働き方を通じた労働環境の整備などの重要性に鑑み、次に掲げる項目につきまして、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 従業員の雇用の維持について

雇用調整助成金や産業雇用安定助成金をはじめとする国の助成制度や、雇用シエア（在籍型出向、兼業・副業など）を積極的に活用いただくなど、従業員の解雇・雇止め等を可能な限り回避し、雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

二 有期契約労働者や短時間労働者、派遣労働者の雇用支援について

解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等は労働者の生活に直結するという認識を改めて共有いただき、可能な限り契約の更新等を図っていただくようお願いします。やむを得ず解雇、雇止めを行う場合でも、労働関係法令を遵守いただくとともに、新たな就業機会の速やかな確保への御協力や、社員寮等に入居している労働者が離職後も一定期間入居を可能とする支援など、労働者の生活の激変を緩和し、求職活動への支障が生じないよう、できる限りの御配慮をお願いします。

三 若年者の就職支援について

2022年度新規学校卒業予定者等が安心して就職活動に取り組めるよう、中長期的な視点に立って、引き続き採用枠と応募機会を維持していただくよう最大限の努力をお願いします。

また、内定を受けた2021年度新規学校卒業予定者等については、内定を取り消すことなく確実に採用していただくとともに、内定に至っていない者の追加採用にも努めていただき、第2の就職氷河期世代を発生させることのないよう、御協力をお願いします。

四 誰もが働き続けることができる職場環境づくりの推進について

多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、障がい者や高齢者をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないよう、しっかりと目配りいただきますようお願いいたします。また、障がい者や女性、高齢者、外国人など、障がいの有無や性別、年齢、国籍等に関わりなく、すべての働く人にとって多様な働き方が実現できる職場環境づくりを進めていただけるよう特段の御配慮をお願いします。

五 職場における感染予防対策等の徹底について

職場における感染拡大を防止するため、業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守していただくとともに、食事や休憩時など「居場所の切り替わり」の場面や寮における共同生活などの勤務時間外も含め、換気や「密」の回避、物品等の消毒など、感染防止対策について周知・徹底をお願いします。

また、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、外国人労働者に対する生活・文化の違いを考慮した感染防止対策の丁寧な周知、クラスターが多数発生している高齢者施設での基本的な感染防止対策についても改めて徹底をお願いします。

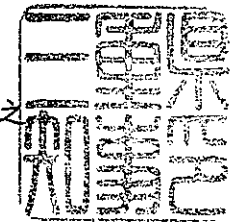
加えて、感染拡大の状況下において急速に需要が高まっているテレワークの普及促進について、国のガイドラインに沿った取組を促すとともに、導入に取り組む中小企業を支援する助成金や、県のテレワーク導入支援の事業を活用いただき、生産性向上と働きやすい職場づくりの両立が図られるようお願いいたします。

令和4年2月25日

三重県商工会議所連合会 種橋 潤治 様

三重県知事

一見 勝之



新型コロナウイルス感染症の発生に伴う主な雇用支援について（三重県雇用経済部雇用対策課）

令和4年2月25日現在

現時点で、次の支援策を講じています。従業員の雇用維持・確保や、多様な働き方が実現できる職場環境づくり等にご活用ください。
 なお、令和3年度の事業が終了していても、令和4年度事業として4月以降に予定している事業もありますので、詳細は各連絡先までお問い合わせください。

1 従業員の雇用維持・確保

主な支援内容	概要	備考（問い合わせ先、URL等）
みえ労働力シェアリング支援拠点による労働力の融通	新型コロナウイルス感染症の影響から生じた労働力の需給ミスマッチを解消するため、関係機関と連携して従業員の送り出しをする企業と、その受け入れを希望する企業の情報収集を行うとともに、Webサイトへの掲載やマッチング支援等を行っています。	TEL 059-221-5880 みえ労働力シェアリング支援拠点 URL https://www.mie-share.jp/ ※支援拠点は3月末までとなります。 4月以降は、企業間で顔の見える関係のもと「雇用シェア」が行われるよう、「雇用シェアネットワーク」の構築支援を行う予定です。 詳細は雇用対策課地域雇用班（TEL 059-224-2461）にお問い合わせ下さい。
在職者向け能力開発セミナーの実施	在職者向け公共職業訓練として、津高等技術学校において安全教育研修（ガス溶接技能講習、玉掛け技能講習、アーク溶接特別教育）の開催や教育訓練に対する施設・設備の貸与を行っています。	TEL 059-234-6883 三重県人材開発センター（津高等技術学校内）

2 若者の就職支援

主な支援内容	概要	備考（問い合わせ先、URL等）
WEB 合同企業説明会等の開催	WEBを活用した合同企業説明会や企業向け採用力強化セミナー等を実施しています。	TEL 059-224-2465 雇用対策課若者・女性雇用班 実施時期はお問い合わせください。
「みえ」の仕事マッチングサイトの運営	県内中小企業等の求人広告を掲載するサイトを運営しています。東京圏から三重県へU・Iターン就職をした方には、移住支援金（単身60万円、世帯100万円）を支給するなど、特に東京圏でのPRに力を入れています。登録無料で大手民間求人サイトにも掲載されます。	TEL 059-224-2465 雇用対策課若者・女性雇用班 サイトは「みえの仕事マッチング」で検索
「みえ」のインターンシップ情報サイトの運営	県内中小企業等のインターンシップ情報を掲載するサイトを運営しています。登録無料でインターンシッププログラムの作成支援も行っています。	TEL 059-224-2465 雇用対策課若者・女性雇用班 サイトは「みえのインターンシップ」で検索
「おしごと広場みえ」での総合的な就労支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、若者の安定した就労に向けて総合的な就労支援サービスをワンストップで提供しています。従来の対面式に加え、オンラインによる就職相談や模擬面接等を実施し、若者の就職活動を支援しています。	TEL 059-222-3309 おしごと広場みえ サイトは「おしごと広場みえ」で検索

3 多様な働き方の実現

主な支援内容	概要	備考（問い合わせ先、URL等）
三重県労働相談室における相談対応	新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、労働者や事業主からの労働相談にお答えする窓口を開設しています。相談員が電話や面談等による助言を行うほか、より専門的な相談については弁護士相談も行っています。 また、関係機関と連携し、外国人の方からの相談対応にも取り組んでいます。	TEL 059-213-8290 または 059-224-3110 三重県労働相談室 Mail: info@mie-kinfukukyo.or.jp ・開所時間 月・水・金 9時～17時 火・木 9時～19時 ・弁護士相談（予約制）は毎月第2金曜日 ・通訳（ポルトガル語・スペイン語）は月～金 9時～16時30分
テレワークアドバイザーの派遣・相談対応	テレワークの導入を検討しているが課題に直面している企業等に、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣し、各企業の導入に向けた取り組みを支援するとともに、電話等において相談対応を行います。	TEL 059-224-2454 雇用対策課働き方改革・勤労福祉班 ※アドバイザー派遣は終了しましたが、相談対応はR4.3.18まで実施しています。 ※R4年度は働き方改革アドバイザー派遣事業と合わせて実施予定です。
テレワーク入門研修・交流会の実施	テレワーク導入のための三重オリジナルの導入ガイドを作成し、導入ガイドを活用した入門研修を実施することにより、県内企業におけるテレワークの導入を支援します。研修の開催に合わせ、テレワーク導入促進のための交流会を開催し、導入のノウハウやさらなる活用方法を学ぶ機会とするほか、企業間でのマッチングする機会を設けます。	TEL 059-224-2454 雇用対策課働き方改革・勤労福祉班 ※全4回開催済。 ※令和4年度も実施予定です。
働き方改革アドバイザーの派遣	働き方改革に意欲的に取り組む企業等に、「働き方改革アドバイザー」を派遣し、企業の課題に応じ、地域・業種の特性を生かした取組支援を行うとともに、派遣企業での取組成果について、共有会等において他企業にも共有し、取組の拡散を図ります。	TEL 059-224-2454 雇用対策課働き方改革・勤労福祉班 ※R3年度は終了しました。 ※R4年度はテレワークアドバイザー派遣・相談対応事業と合わせて実施予定です。
障がい者委託訓練の実施	県からの委託を通じて、企業には、就業をめざす障がい者の方に対して、企業等の事業所現場を活用して実践的な職業訓練を実施していただきます。受託頂いた企業には、委託料（66,000円/月）をお支払いします。	TEL 059-224-2510 雇用対策課障がい者雇用班
障がい者のテレワーク支援アドバイザーの派遣	分身ロボットによる接客やデータ入力作業の自動化など、ICTを活用したテレワークの導入を検討している企業等に対して、支援アドバイザーを派遣します。	TEL 059-224-2510 雇用対策課障がい者雇用班 ※令和4年度も実施予定です。